

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
Ⅲ 主要行等監督上の評価項目	Ⅲ 主要行等監督上の評価項目
Ⅲ－２ 財務の健全性等	Ⅲ－２ 財務の健全性等
Ⅲ－２－３ リスク管理	Ⅲ－２－３ リスク管理
（新設）	Ⅲ－２－３－６ 再建・処理計画の策定等 Ⅲ－２－３－６－１ 意義 <u>主要行等のうち、特に大規模で複雑な業務を行う金融機関については、当該金融機関が危機に直面した場合、その影響が当該金融機関のみならず、金融システム全体にも及びかねないことから、監督上、危機管理の一環として、これをできる限り未然に防止していくことが重要である。</u> <u>国際的にも、こうした観点から、金融安定理事会における合意（注）の下、グローバルなシステム上重要な金融機関（Global Systemically Important Financial Institutions; G-SIFIs）及び破綻時に金融システムの安定性に影響を及ぼす可能性がある」と母国当局によって判断された金融機関に対して、堅牢かつ信頼性のある「再建・処理計画（Recovery and Resolution Plans; RRP）」を策定することが求められている。</u> <u>我が国でも、このような国際的な動向を勘案しつつ、RRPs の策定に向けた取り組みを引き続き進めていく必要がある。</u> <u>（注）金融安定理事会「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（2011 年 11 月）</u> Ⅲ－２－３－６－２ 着眼点と監督手法・対応 （１）<u>金融安定理事会における合意等を踏まえ、G-SIFIs に認定された金融機関及び必要に応じてその他のシステム上重要な金融機関に対して法第 24 条又は法第 52 条の 31 に基づき、年 1 回又は事業やグループ構造等に重要な変更があった場合に、再建計画の策定・提出を求めるものとする。再建計画の内容は、各金融機関のグループ構造やビジネスモデルの実態に応じて異なるものとなるが、金融安定理事会の議論等を踏まえ、最低限、以下</u>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<u>の項目が含まれているか確認するものとする。</u> ① <u>再建計画の概要</u> <u>イ．当該金融機関における再建計画の位置付け</u> <u>ロ．再建計画の策定体制</u> ② <u>再建計画策定に当たって前提となるべき事項</u> <u>イ．事業概要及びグループ構造の概要</u> <u>ロ．財務の健全性及び流動性に係る平時におけるリスク管理態勢</u> ③ <u>再建計画発動に係るトリガー</u> <u>イ．危機時の対応が手遅れとならないような十分に早い段階のトリガー（財務の健全性及び流動性それぞれに係る定量的・定性的トリガーを含む。）</u> <u>ロ．通常よりも高いストレスを想定したストレステスト及びリバース・ストレステスト（市場全体のストレスシナリオ及び当該金融機関固有のストレスシナリオの双方を含む。）</u> <u>ハ．トリガー抵触についての判断及びトリガー抵触時の対応策の検討における内部意思決定プロセス</u> <u>ニ．通常時における危機の程度に応じたリスク管理運営と再建計画発動時のリスク管理運営との関係</u> ④ <u>グループの子法人等、海外拠点及び各事業部門の概要</u> <u>イ．各子法人等及び海外拠点のプロファイル</u> <u> a. 事業概要・財務情報・金融システム上の重要性（市場シェア等を踏まえたビジネスや子法人等のグループにとっての重要性（コア度）及び金融システム上の重要性（クリティカルリティ）の分析）</u> <u> b. 海外子法人等や海外拠点の経営戦略上の位置付け</u> <u>ロ．主な子法人等、海外拠点及び事業部門相互の連関性</u> <u> グループ内の資本関係・グループ内の資金取引関係・グループ内の保証関係・ITシステムの相互依存性・クリティカルな機能を有する部門等へサービスを提供する子法人等の特定・人事上の関係</u> ⑤ <u>リカバリー・オプションの分析</u> <u>イ．ストレスシナリオごとの各リカバリー・オプション（流動性対策、財務の健全性対策）の有効性・適切性・十分性（定量的評価を含む。）</u> <u>ロ．各リカバリー・オプション実行に当たっての留意点と実行可能性の評価</u>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
	⑥ <u>その他</u> イ. <u>経営情報システム</u> <u>再建計画の策定及びリカバリー・オプションの実行の検討に必要な情報の一覧並びに当該情報の入手に要する期間</u> （２） <u>金融安定理事会における合意等を踏まえ、G-SIFIs に認定された金融機関及び必要に応じてその他のシステム上重要な金融機関について、当局にて処理計画を策定することとなるが、当該計画の見直し及びこれらの処理の実行可能性の評価を、年１回又は当該金融機関の事業・グループ構造等に重要な変更があった場合に、当局にて実施するものとする。</u>